

第2回 横浜市磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会会議録

日 時	平成 27 年 4 月 17 日（金） 13 時 00 分～14 時 15 分	
開催場所	磯子区役所 4 階研究室	
出席者	<選定委員> 影山摩子弥委員長、安宅瑞代委員、小川卓委員、坂本寿子委員、坂元雄大委員 <事務局> 平田大登福祉保健センター長、金子裕担当部長、花園勝福祉保健課長、齋藤亜希運営企画係長、小堀篤史職員	
欠席者	無し	
開催形態	非公開	
決定事項	以下の法人を指定管理者の指定候補者として選定し、磯子区長に報告する。	
	指定候補者	評価得点／満点（最低基準）
	社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会	754 点／1,000 点（600 点）
議 事	<p>1 開会</p> <p>(1) 委員出席数 5 名（委員会成立を確認）</p> <p>(2) 資料確認</p> <p>2 開会あいさつ</p> <p>福祉保健センター長</p> <p>3 審査方法の説明 【事務局より説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市磯子区福祉保健活動拠点の申請状況は、1 法人の申請で、社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会のみ申請。 申請法人のプレゼンテーション・審査は、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分、結果記入 10 分、計 45 分を予定。 事前に配付済の「福祉保健活動拠点指定管理者選定評価基準項目及び採点表」に基づき、各項目について 5 段階で記入し、係数を掛けて評点を算出。本日のヒアリング等の結果により、評点（5 段階評価）を変更することができる旨を説明。 <p>4 議題</p> <p>各地域ケアプラザ応募関係書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員名簿による暴力団関係者の有無、市税滞納の有無について、いずれも応募法人に該当なし。 横浜市健康福祉局で実施した外部委託による申請法人の財務状況について、「A：特に問題はない。」「B：経営上の課題はあるが、当面は問題ない。」「C：経営上重大な課題がある。」の 3 段階評価で、A 評価であり、特に問題はなし。 <p>5 申請法人プレゼンテーション、質疑応答</p> <p>社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会</p> <p>ア 申請法人プレゼンテーション</p>	

申請書類及びパワーポイントにより説明した。

イ 質疑応答

委員：ボランティアセンター用のPRチラシを作成しているとの記載があるが、これによる効果測定は行っているかお聞かせいただきたい。

申請法人：効果測定は行っておりません。現在は、ボランティアセンターを知ってもらうことに力を注いでいます。

委員：利用率が上がっていることは資料からも分かる。今後も効果的に利用率を上げるために、何によって利用率が上がったのかを効果測定していただきたい。

委員：団体が知り合える工夫とは交流会を継続するということか。

申請法人：それが1点と、他の例として「ふくしの広場」を行っており、区民、磯子区社会福祉協議会の会員及び関係団体が集まり、磯子区社会福祉協議会及び磯子区福祉保健活動拠点への理解を深めていただいています。

委員：ボランティアコーディネーターの専門性を高めるために、具体的にどのようなことを行っていこうと考えているかお聞かせいただきたい。

申請法人：困っている方と支援をする方のマッチングが一番大切だと思っています。磯子区社会福祉協議会のコーディネート研修に加え、横浜市社会福祉協議会での研修にも参加するようにしています。

委員：シニアボランティアの発掘を行っていききたいとのことだが、現状では、マッチングがうまくいかず、ボランティアの活躍の場がないとの話も耳にする。ボランティアとして登録された方のフォローを今後どのように行っていくのかお聞かせいただきたい。

申請法人：確かに、登録しただけとなっている方の割合は低くない。仮に、地域ごとのボランティアセンター、ケアプラザ単位のボランティアセンター及び区のボランティアセンターという形があれば、このような方を少なくすることができると考えています。

委員：仮にケアプラザ単位のボランティアセンターと福祉保健活動拠点のボランティアセンターの役割分担や住み分けはどのように考えているかお聞かせいただきたい。

申請法人：近隣の方へのお手伝いをしたい方もいれば、区域をまたいで少し離れた場所でのお手伝いをしたい方もいます。ボランティア活動をされたい方が、どのエリアでどのような活動をされたいかを受け止めた段階で変わると考えています。区全域に係る活動であれば福祉保健活動拠点のボランティアセンターが対応し、限られたエリアに係る活動であれば、地区又はケアプラザのボランティアセンターが対応するといった住み分けができると考えています。

委員：「区内にある老人介護保険施設などと共催で人材確保のための事業を推進します」とあるが、どのような事業を行っているかお聞かせいた

だきたい。

申請法人：特に介護保険事業及び障害者支援法に基づいた事業を行っている事業所において、職員になっている方を探すのが非常に難しい状況になっています。

また、リーマンショック以後、職がなく福祉の場に職を求めた方が増加した時期があったが、福祉の職を理解しないままに職に就いたため、うまく仕事ができない状況が発生しています。

そのため、福祉の職や施設を知ってもらうためのイベントや施設等の情報提供を行っていきたいと考えています。

委員：磯子区内の赤十字の活動とはどのようなことを行っているのか。

申請法人：従来、市内 18 区にそれぞれ赤十字奉仕団がありました。この赤十字奉仕団はボランティアを 1 つの役割としており、災害時等にボランティア活動や応急措置に関する研修などを行っていました。

現在、赤十字奉仕団は磯子区のみとなっています。前述の研修などに加え、団員が交代で横浜駅にある献血ルームのお手伝いを行っています。

委員：磯子区における活動の特徴をお聞かせいただきたい。また、施設稼働率が上げるための展望をお聞かせいただきたい。

申請法人：稼働率が低い理由は、夜間の利用が低いためである。

磯子区の風潮として、生活のために仕事をし、空いた時間は余暇として過ごす傾向にある。そのため、「夜間に何かしませんか。」と呼びかけても難しい状況にあります。

ただし、企業貢献を行っているので、この部分で糸口が見つかる可能性があります。

あとは、同敷地内に地域ケアプラザがあるため、こちらとの住み分けも考えていく必要があります。

< 審査 >

合計：1,000 点中 754 点

平均：150.8 点 / 200 点（委員 5 人の平均点）

最低基準：120 点

非公募による選定であり、集計の結果、最低基準を満たしているため、社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会を指定候補者として選定することとした。

(4) 審査講評

福祉保健活動拠点、地区センター、地域ケアプラザ及び社会教育センターが 1 箇所集まっている中で貸会場の稼働率を上げる努力は評価できる。その反面、地域住民として、1 箇所に集中していることを疑問に思う。それぞれの施設が効率的に稼働できるよう当事者が提案し、利用者にとってより良い施設にしていきたい。

	<p>また、磯子区の特徴は多くの企業があること。その特徴を活かし、企業を活用するような活動の展開を検討していただきたい。</p> <p>6 今後のスケジュールについて 委員会の会議録（議事録）は事務局にて作成し、委員長に内容を確認することで承認。 選定結果を磯子区長に報告し、応募法人に通知・公表する。 健康福祉局長に報告するとともに、平成 27 年第 3 回市会定例会に指定議案を上程し、正式に指定管理者の指定となる。</p> <p>7 閉会あいさつ 福祉保健センター担当部長</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>1 指定管理者応募申請関係書類</p> <p>2 第 2 回「横浜市磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会」次第</p> <p>3 福祉保健活動拠点指定管理者選定評価基準項目及び採点表</p> <p>4 第 2 回磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会タイムスケジュール</p> <p>5 申請法人の財務分析結果報告書</p> <p>6 申請法人出席者名簿</p> <p>7 横浜市磯子区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱</p> <p>8 横浜市磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱</p>